



## 企画展示のご案内

令和6年10月1日～令和7年12月25日まで、「人物シリーズ『継』」と題して、憲政史上に名を残し、かつ血縁や地縁、来歴などに縁を持つ2名の人物を取り上げ、5回に分けて展示します。

### 「議会政治の軌跡－（5期）戦時下の議会－」

令和6年 7月 1日（月）から  
9月 29日（日）まで

昨年7月より開催してきました「議会政治の軌跡」の最終期となる第5期展示では、戦時下における議会政治の軌跡を社会情勢を交えて関係資料で紹介し、「議事堂風景」、罌堂十二景「林内閣攻撃」の絵画などを展示しています。

展示期間終了が近づいておりますので、是非、お越しく下さい。



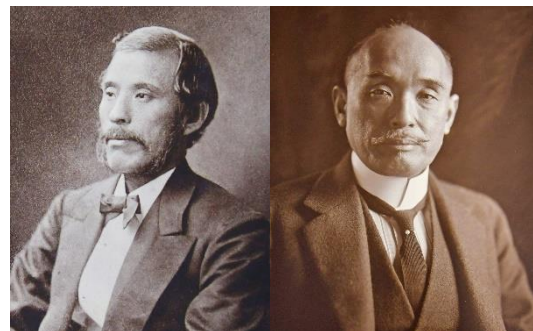
「議事堂風景」榎戸庄衛画

### 「人物シリーズ『継』第1回 大久保利通・牧野伸顕」

令和6年10月 1日（火）から  
12月 26日（木）まで

第1回は、明治維新の立役者の一人である大久保利通と、その次男で長きにわたり外交や政治などの分野で重きをなした牧野伸顕を取り上げます。

期間中、一部資料の展示替を行います。是非、皆様の来館をお待ちしております。



大久保 利通

牧野 伸顕

次回は、令和7年1月7日から3月30日まで「伊藤博文・山縣有朋」を取り上げる予定です。

○企画展示 人物シリーズ「継」展示予定

第1回	令和6年 10月1日(火)～12月26日(木) (会期中休館日：10月31日、11月30日)	大久保利通・牧野伸顕
第2回	令和7年 1月7日(火)～3月30日(日) (会期中休館日：1月31日、2月28日)	伊藤博文・山縣有朋
第3回	令和7年 4月1日(火)～6月29日(日) (会期中休館日：4月30日、5月31日)	西園寺公望・原敬
第4回	令和7年 7月1日(火)～9月29日(月) (会期中休館日：7月31日、8月31日)	高橋是清・鈴木喜三郎
第5回	令和7年 10月1日(水)～12月25日(木) (会期中休館日：10月31日、11月30日)	鳩山一郎・吉田茂

※臨時休館日を設ける場合があります。ご来館の際は、衆議院憲政記念館ホームページをご確認ください。

「衆議院憲政記念館  
令和6年夏休み企画」のご報告

憲政記念館では、7月19日(金)から8月30日(金)まで、夏休み企画を実施しました。

今年は「選挙について学ぼう！」をテーマに、各展示室を巡り、資料や年表をヒントにワークシートに解答を記入するもので、館内の展示を通じて日本の選挙制度の歴史を学んでいただける内容でした。

期間中は多くの方にご参加いただき、ワークシートの写真をヒントに、熱心に館内を回る様子が見受けられました。

引き続き、皆さまが楽しみながら憲政の歴史や議会政治を学ぶことのできる参加型の学習企画を実施してまいります。



衆議院憲政記念館  
記念絵葉書のご案内

7月から、憲政記念館ご来館記念として、来館者の皆様に絵葉書を差し上げております。



当館で所蔵する錦絵や三権分立を象徴する時計塔が写る秋の国会前庭など、複数の絵柄の絵葉書を用意しておりますので、是非ご来館ください。



もう一つの議会史～国会職員オーラルヒストリー～Ⅳ  
氏原 建吾さん（その3）

前号では、衛視班長時代の本会議場出入口の立番勤務、議院の品位とは、議場閉鎖の難しさについて掲載しました。

<氏原建吾>（うじはら・けんご）



昭和23年1月生まれ。昭和41年4月から衆議院事務局警務部で勤務。平成12年衛視長、平成16年警備課長などを歴任し、平成20年3月警務部副部長警務課長事務取扱を最後に退職

【解散】

—— 平成元年7月に衛視副長になります。この当時内閣不信任決議案が可決され衆議院が解散しました。そのときの状況とは。

○氏原氏 第126回国会、平成5年6月18日の解散のことですね。

平成5年6月18日午後6時半、本会議の開会を知らせる本鈴が鳴りました。議題は、緊急上程された「宮澤内閣不信任決議案」。もし不信任決議案が可決なら、憲法第69条によって、宮澤総理の選択肢は「衆議院解散」か「内閣総辞職」のどちらか一つでした。

午後7時59分、櫻内義雄衆議院議長は「議場閉鎖」を宣告。記名投票採決が始まりました。投票は、議長席から見て左側の野党議員席側から。投票箱には不信任案に賛成の「白票」が積み重ねられていきます。このときの状況を、後藤謙次氏は、著書『平成政治史1 崩壊する55年体制』で、次のように述べています。

「やがて議場から激しいやじとどよめき

が巻き起こった。（自民党）羽田派の面々が次々と『白票』を投げ始めたからだ」と。間もなくして記名投票が終了。緒方信一郎事務総長から投票結果が報告されます。「（不信任案を）可とする者（白票）255、否とする者（青票）220」。そして、議場に櫻内議長の声が響きます。「右の結果、宮澤内閣不信任決議案は可決いたしました」と。

予期していたとはいえ、大平内閣以来13年ぶりの不信任決議案可決。その段階で警務部衛視は、警備本部を中心に「最悪に備えよ」の精神で特別警備体制に入りました。とりわけ対策として重要なのが、宮澤総理の身辺警護です。なぜなら、宮澤総理は、本会議場を後に臨時閣議に臨むため、国会2階にある大臣室（院内閣議室）に向かうからです。不信任決議案可決後の総理警護の難しさの背景には、記者やカメラマンでごった返す廊下があります。

その後、午後10時2分、休憩前に引き続き本会議が開かれました。解散詔書が河野洋平内閣官房長官から本会議場に。そして櫻内議長に伝達され、憲法第7条により解散したのです。

—— 解散といえば、平成15年10月10日、衆議院が解散した際、氏原さんは警備主幹として議場に勤務されていたね。

○氏原氏 第157回国会、平成15年10月10日、午後1時からの本会議で衆議院は解散しました。小泉純一郎内閣総理大臣は、2年半の「構造改革」の成果を国



民に直接問いかけたのです。



第157回国会、平成15年10月10日、「解散詔書」が内閣官房長官から伝達された

議場内のざわめきが静まり返りました。そこへ「紫のふくさ」に包まれた「解散詔書」が福田康夫内閣官房長官によって厳かに届けられました。聞こえてくるのはカメラの激しいシャッター音だけ。解散詔書は福田官房長官から谷福丸衆議院事務総長へ渡され、そして綿貫民輔衆議院議長に伝達されました。やがて綿貫議長は、いつもとは違う重々しさを帯びた声でこう発言します。「ただいま内閣総理大臣から、詔書が発せられた旨伝えられましたから、朗読いたします」私は、注意深く議場全体の動きを見ていました。議場内は議員だけでなく衆議院事務局職員を含め総員が起立。そして、綿貫議長の解散詔書を読み上げる声が議場に広がる。「日本国憲法第7条により、衆議院を解散する」その瞬間、議場からは幾重もの万歳の声や拍手が沸き上がりました。こうして政治家は、選挙という戦いモードに入っていったのです。

#### 【警務部記章係時代】

—— 話を衛視副長時代にお戻しします。平成5年6月18日、衆議院は解散。そして7月18日に実施された第40回衆

議院議員総選挙。氏原さんは警務部記章係を担当していました。どう振り返りますか。

○氏原氏 記章係は総選挙後の約1か月間が激務でした。メディアは、第40回衆議院議員総選挙の結果を、社会党の歴史的な惨敗、新生党や日本新党が躍進したなどと報じています。そして、政治が大きく動いた。総選挙で過半数割れした自民党が、初めて政権の座から降り、8党連立の細川護熙内閣が発足したのは平成5年8月6日のことだった。

こうした状況の中で、なぜ警務部記章係が忙しくなるのか。その背景には、選挙で議会の構成メンバー（衆議院議員）が入れ替わり、同時に議員秘書や政党事務員の方々が入れ替わることがあります。つまり、この人たちの国会内を通行するための記章が交付されなければならないのです。しかもできるだけ早く。第127回特別国会の召集日は8月5日、この日までの1か月に満たない期間に記章交付事務が集中したのです。

さらに、記章係を忙しくした要因に、次の三つのことがあります。

第一は、議員秘書の使用する議員秘書記章や特別通行記章乙<sup>1</sup>、これらの記章は、警備上の必要から総選挙ごとに記章デザインを変更する。だから、議員秘書を継続する方にも新規記章交付がなされなければならない。第二は、その当時、一人一人の「記章帯用証」（身分証明書の様式のもの。平成11年カード化）は、何と「つけペン」で氏名などを丁寧に記載し、写真を貼付し作成していた。今思い出しても、気の遠くなるものでした。そして第三は、記章交付事務のほか、各派協議会に提出する資料を作成すること。

<sup>1</sup> 私設秘書等用に交付する記章

—— ではなぜ、記章が必要なのでしょう。

○氏原氏 そもそも経緯は、第1回帝国議会以来、議院に出入りする者には、記章又は入場券若しくは通院券を交付していたことです。その後、第19回帝国議会から、「警備上の必要により記章を帯用しない者は、一切出入りを許さない」とする衆議院先例が確立したのです。

なぜ記章が必要なのか。それは、議院における議事の円滑な運営ができるように、議院の秩序が維持される必要があるからです。議院の秩序を維持するための方法の一つが、議院への侵害を予防すること。それを制度として実現したのが、議長警察権（国会法第114条）の執行規則としての衆議院記章規程第5条です。そこには、「議院内を通行しようとする者は、その入口において、衛視に記章を提示しなければならない」と定め、衛視がその強制力を行使してでも守らなければならないルールになっているのです。

—— 警務部記章係は、選挙後の記章交付事務のほか各派協議会への提出資料も作成されたそうですね。

○氏原氏 はい。衆議院総選挙が終わると、まず各派協議会が開かれます。この各派協議会は、明治37年、議事運営の円滑化を図るため、各派の申合せにより設置されました。第40回衆議院議員総選挙は、平成5年7月18日が投票日で、その5日後、すなわち平成5年7月23日に第1回目の各派協議会が与謝野馨座長の下で開かれました。同協議会は、総選挙後に関われる特別国会の準備について協議するためです。

同協議会には、「記章の件」が付されます。その内容は、総選挙ごとに記章のデザインが改正される衆議院議員秘書記章など3種類の記章の了承を得ること。

そして、各会派に割り当てる「政党事務員記章」の割当数を決めること。この割当数も簡単には決まらない。なぜなら、各会派所属議員数が減ったとしても、政党事務員を急には減らすことができないなどの事情を抱えているからです。

第40回衆議院議員総選挙の結果、議院を構成する衆議院議員が大きく入れ替わったのですから、容易には解決できないことの一つに、議員控室の件もありました。

院内の控室を整備する警務部整備係が、一番悩ましかったのはこの「議員控室の件」です。なぜなら、議員控室は各会派所属議員数に応じて割り当てられるからで、言わば総選挙後の再配分。議論して一致点を探す必要がありました。

—— 平成9年6月、記章に添えて帯用する「記章帯用証」を「IDカード化」にする提言が衆議院「院内の警察及び秩序に関する小委員会」でなされました。どういうことでしょうか。

○氏原氏 平成9年6月11日、国会内を通行する際に携帯を義務付けていた「記章帯用証」（身分証明書の様式）の制度を見直し、「IDカード化」に切り替え、常に胸に着用することを義務付けるという提案がありました。この背景には、平成7年5月、取材クルーが本館2階エレベーターに乗ろうとした議員に対し強引な取材をしたことがある。その後も同様の行為が議院内で度重なったのです。

当時、事態の深刻さを強く感じていたのは、院内の警察及び秩序に関する小委員会の長大野功統警察小委員長でした。

平成9年6月11日、大野警察小委員長がIDカード化を提案した背景に、国会への出入に係る記章が多数発行されているに伴い、出入者の増加が著しいこと、そのため院内の秩序が混乱するケー

スが多々あり、議員の院内活動を妨げる場面が生じ、さらに、議員の身边に危険が及んだことがあります。これらの動きを制限するための提案は、我が国会でもIDカードを使用してはどうか、でした。

この提案を受け、平成10年9月16日、御法川英文警察小委員長の下でIDカード化が決定されたのです。

—— 国会に出入りするための各種記章は、衆議院事務局と参議院事務局で交付しています。参議院事務局で交付する「記章帯用証」も「IDカード化」されたのでしょうか。

○氏原氏 いいえ。私から参議院側（参議院警務部記章係）に、衆議院では記章帯用証のカード化を進めている旨を伝えていました。なぜなら、衆参両院で歩調を合わせてカード化を進める必要があったからです。しかし、参議院には、そもそも衆議院のように院内の警察及び秩序に関する事項について審査する「院内の警察及び秩序に関する小委員会」なるものは存在しない。それだけに、カード化をどう進めたらよいか決めかねていたように思えてなりません。

結果は、参議院はカード化しないということだった。残念なことでしたが、あれこれを追想してみると、自律権が存在する（憲法第58条第2項）のですから、参議院は衆議院からの干渉を受けることなく、カード化をするかしないか自ら決定できるのであるし、衆議院がそこに踏み込むことはできなかったのです。

—— それでどうなりましたか。

○氏原氏 問題となったのは、衆参両院で共同管理している「共同管理記章」です。すなわち、国会記者会や映放クラブなどに交付する記者関係記章で、例えば記者記章（第一種）や記者記章（第二種）など。さらに、各省庁などに交付する公務員関係記章、例えば政府特別補佐人記章、秘書官記章、公務員記章。長い歴史のある複雑な記章交付制度を背景に、どのようにカード化するかでした。ここから議論が始まりました。

なぜなら、衆議院では、そもそも「記者記章（第一種）」帯用者の院内での強引な取材行為が要因となってカード化を決定したのです。それだけに、この衆参両院で共同管理する「共同管理記章」をカード化することは不可避でした。

そこで私は、仁田山良雄警務部長に次のように提言しました。「共同管理記章のカード化の問題を御法川警察小委員長に話していただき、参議院側にカード化の協力を是非とも得てほしい。協力を得られたなら、後は責任を持って参議院警務部側と事務手続を進めます」と。

仁田山警務部長の動きは速かった。それでいこうと即決。参議院にアクセスできる環境を整えており、話は御法川警察小委員長から参議院議運理事に伝わった。そして、平成11年3月31日、参議院議院運営委員会理事会で衆参共同管理記章のカード化が決定されたのです。こうして、平成11年4月5日、「衆参共同管理記章帯用証のカード化について」、谷衆議院事務総長と堀川参議院事務総長の決裁（合議）を取ることができたのです。

（以下、その4に続く）

【発行人】 青山 卯女  
【編集責任者】 東山 哲道

【印刷・発行】 衆議院事務局 憲政記念館  
〒100-0014 東京都千代田区永田町1-8-1  
TEL: 03-3581-1651



本紙について、私的利用・引用等著作権法で認められた行為を除き、無断で改変・転載・複製を行うことはできません。引用される場合には出所を明示し、また、転載等を行う場合にはあらかじめ当館へご連絡ください。